

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 クリーン推進課

許認可等の内容		ごみ出しサポートの実施に関する決定
根拠法令等及び条項		栃木市ごみ出しサポート実施要綱
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成26年 6月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市ごみ出しサポート実施要綱第3条
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年 6月 1日設定 令和 元年 7月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>本市に居住し、他の者からごみ出しの協力が得られない市民税非課税世帯であって、次の各号のいずれかに該当する者のみで構成される世帯。</p> <p>1 65歳以上で介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき要介護2以上の認定を受けている者</p> <p>2 身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級又は2級に該当する者</p> <p>3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級に該当する者</p> <p>4 療育手帳の交付を受け、障がいの程度がAに該当する者</p> <p>5 上記に掲げるもののほか、これらに準ずる者で市長が認めるもの</p>	